

第26回 スwitchング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成29年5月18日(木) 10時00分～11時50分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 資料2 別紙1、システム改修を必要とする案件に対する「実施条件」の事務局案は承認された。
- ・ 資料2、No.40に対する事務局のシステム改修案は承認された。
- ・ 資料2、No.33については、起票者から事務局へより具体的な状況を連絡する。★
- ・ 資料2、62、85については、事務局から一般送配電事業者に追加で確認する。★
- ・ 資料2、No.35、36、49、75、76は、案件クローズとする。
- ・ 資料2、No.69、73への対応として、別紙3のとおり、マニュアルへの反映を行う。★
- ・ 資料2、No.84、91、92、93の回答に対し、特段の意見は無かった。
- ・ 今後、当会議の資料掲載の際はRSSで告知し、事業者が当会議の存在や開催状況を把握しやすいようにするとともに、当会議メンバー以外からの意見・要望は随時受け付けている旨を周知する。その方法は事務局に一任された。★
- ・ 資料3、No.5、8、23は、案件クローズとする。
- ・ 資料3、No.28の対応案に関しては、起票者が持ち帰り検討をする。★
- ・ 資料4、官公庁入札の場合における標準フローは案Aを採用する方向として、次回会議で事務局案を示す。★
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付頂く。その方法の詳細は、会議後に事務局から連絡する。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について事務局より説明。特に質疑なく承認された。

2. スwitchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局よりスswitchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗を説明。

また、資料2別紙1・2のとおり、システム改修が必要となるご意見・ご要望への実施条件を提案し、承認された。

■ 質疑等(回答の凡例 ⇒: 小売電気事業者, →: 小売電気事業者以外)

【資料2別紙1について】

- ・ 実施条件1、賛同する事業者が実務者会議参加事業者の半数程度とあるが、全数はいくらか、
→ (番号58のように) 5社程度から要望が集まれば、実施条件1は満たされたと判断する。(事務局)
- ・ 番号40は、賛同者が2事業者であるものの、今回、改善を提案されているが、それはなぜか。
→ 番号40は、この実施条件の方針を考える前から検討を開始していたため、例外となっている。(事務局)
- ・ 実施条件1、本会議の参加メンバー以外からの要望はどのようにカウントするのか。
→ 分子の数は、従来から、本会議メンバー以外からの意見・要望もカウントしている。この実務者会議に参加されていない方もカウントし、5事業者程度の意見要望があれば、実施条件1を満たすと判断する。(事務局)
- ・ 意見・要望へ賛同するためには、具体的にどういう手続きをするのか。
→ 電子メールで事務局まで賛同する要望の番号を送付願う。あらためて期限等を含めご連絡する。(事務局)
- ・ 本会議の参加メンバー以外からのどうやって汲み取っていくのか。どこかで実施の判断はしなければならぬため、実務者会議を否定はしないものの、この会議に参加していない会社が希望していた要望をクローズしてしまうことがあるのではないかと。パブリックコメントの様に、メンバー以外にも広く賛同者がいないか確認すれば良いと考えるが。

- 従来から、本会議に参加されていない方の意見が広域機関等に届けば、採用し検討してきた。それを進めるか進めないかは実務者会議で判断する。結果として改修することとなれば、関係会員への周知を行う。(事務局)
- ・ そもそも本実務者会議の存在を知らない事業者も居ると考えているが、いかがか。
- 広域機関の事業報告においても本会議の開催状況を報告しており、HP にも議事録と資料を公表している。HP を確認していないならば知られることは無いものの、そのような事業者までを対応することは難しい。実務者会議への意見や要望は常時受け付けており、例えば本会議の外、監視等委員会に寄せられた要望などに対しても、本会議が関係すれば検討を実施している。実務者会議のメンバーは公募していないものの、この場に参加いただいている方の話を聞けば、業界の縮図になると考えている。(事務局)
- ・ 意見を受け付ける方法は色々あるかと思う。例えば、今回の件については何月何日までに意見を受け付ける等、いわゆるパブリックコメントを実施してはどうか。意見募集期間中に意見が無ければ、白紙委任と受け取れないか。
- パブリックコメントは期限を切るため、従来から行っている常時意見の受付と異なる。またかえって時間がかかってしまう可能性もある。事務局としては資料を公表しているので、その資料を確認いただきたいと考えている。(事務局)
- ・ 広域機関の HP の告知欄に意見募集の旨を記載いただければ良いだけと考えるが。
- 他の委員会では HP への資料掲載時に RSS で告知をしていたが、本実務者会議は現在、資料掲載を RSS で告知していない。RSS による告知の有無は単に広域機関内の広報手続きの違いであり、今後は少なくとも資料掲載を RSS で告知し、本会議の存在と実施状況を周知する。また、あわせて HP に本会議への意見・要望の提出先を記載する。その方法は事務局にらせていただきたい。(事務局)
- ・ 実施条件の進め方については、異論はないか。(事務局)
- ⇒ (異論なし)

【資料 2 別紙 2 について】

- ・ ここにピックアップされた項目はすでに実施条件によってふるい分けられているのか。ここに記載のない意見・要望もあるが。
- 今回提案した実施条件はシステム改修を伴うものを対象としており、別紙 2 は現時点の意見・要望からそれらをピックアップしたもの。ルールや運用変更等への意見・要望は実施条件の対象外であり、それらの対応は別途検討する。(事務局)
- ・ 運用ルールへの意見・要望についても、賛同があれば連絡をするのか。
- 各意見・要望のニーズを知りたく、システム改修を伴わないものでも意見・要望に賛同があれば連絡いただきたい。(事務局)
- ・ 番号 40、“需要者変更の一括申請機能の追加”について、システム改良に異論がなければ、費用対効果が見込めるため実施したいが、異論はないか。(事務局)
- ⇒ 質問であるが、需要者情報の一括変更の話であり、API も Web も一括変更は存在していないということでしょうか。
- その通り、API も Web も 1 件ずつの処理である。Web だけで一括変更機能を設ける。具体的には、Web で一括変更を受け付けたものを、広域機関が API で 1 件ずつ処理していく仕組みである。(事務局)
- ⇒ それはすなわち、API には影響はないか。
- API には影響ない。既存システムには影響なく、単純に Web 機能が追加されるということである。(事務局)
- ⇒ 高圧の廃止申込の一括申請機能が欲しいという要望は、要するに設備撤去ありの地点廃止に関係する要望ではないかと思うが。
- 要望の詳細は読み切れていない部分であるが、要望のカッコの部分に“廃止取次が来ないケースに能動的に申込する場合”とあり、廃止取次を受けた後に能動的に実施しなければならない申込とは、スイッチング廃止であり、この要望における『廃止申込』という記載は、『スイッチング廃止』を指しているものと考えている。そちらは一括申請機能をすでに準備している。もし、今の廃止申請においても一括申請の要望が挙げられれば、その対応を考えていく。(事務局)
- ⇒ 要望には高圧とあるが、システム改修概要には低圧も対象としているが、低圧も対応するのか。
- 件数的には低圧の方が圧倒的に多いためである。確かに提案者の要望は高圧を問題としたかもしれないが、費用対効果

から考えると、高圧・低圧をあわせて実施する方が良いと判断した。この場で異論が無ければ実施したい考えである。今回は Web 側への追加機能であり、小売側の対応はないため、実施時期が明確になればこの場等で周知する。(事務局)
⇒ (異論なし)

【一覧表について、意見・要望】

- No.33 について、最近の状況を確認させていただきたい。(事務局)
 - ⇒ 弊社からの要望であるが、問題は今も発生しており、そこを運用で対処しているのが現状である。
 - 具体的には、どの程度の遅れが発生しているのか。(事務局)
 - ⇒ 送配電事業者によってマチマチであり、会議後に改めて至近の状況を事務局に連絡する。
 - 各社マチマチなのは、各社、スイッチング受付工程を“処理完了”に遷移する条件が異なっているのではないかと推察する。例えば、工事業者から報告書が提出された時点や、ある社内手続きが終わる時点等。原則、スイッチングは「2 + 8 営業日」で行われる。本件はその実受給開始日より後に、“処理完了”というステータスに代えるのであるが、その遷移が遅れることが問題である。(事務局)
 - ⇒ 一般送配電事業者からは、よほど何らかの事情があり、その旨の連絡が無ければ小売電気事業者の希望日通りに切り替わっているとの説明があったかと思う。しかし、便りがいいことを良いこととは判断できない。
 - 広域機関から一般送配電事業者に改善の要望を行っており、今回はそのフォローとして状況を伺うもの。伺ったところ、まだ改善の要望はあるとのことではいか。(事務局)
 - ⇒ その通り。弊社の場合は高圧の影響が大きく、長い時で 2 週間程度遅れており、なぜそれだけ時間がかかるのか、エリアと期間はまとめて広域機関に報告するので、その理由の確認をとっていただきたい。
- No.62、具体的にどのような内容か、情報をいただきたい。(事務局)
 - ⇒ 設備情報照会について、スイッチング支援システム外で設備変更工事を行い、契約容量だとか契約決定方法が変わった場合、実際の工事が終わっているにもかかわらずスイッチング支援システムの設備情報への反映が遅いのがため、弊社側システムの契約情報を変える手続きもそれに伴い遅くなってしまい、お客さまへの通知や料金請求に影響を及ぼしている。工事が終わってからいつまでに設備情報に反映するというルールができれば良いのではないかと考えている。
 - ⇒ 新築の場合は新たに供給地点番号を振ることになるが、一般送配電事業者からはそれに 2 週間くらいかかると聞いており、それも早くならないのか、本件にあわせて確認いただきたく考えている。
- No.69、73 については、資料 2 別紙 3 の通り、マニュアルへの反映を行う。こちらについて意見はないか。(事務局)
 - ⇒ (異論なし。)
- No.84、前回会議までの回答に記載のとおり、マッチング完了後のアンペア変更について、本来は需要家から切り替え先の新小売事業者にその旨を申し出るべきであると考えられるものの、一般送配電事業者として、本年 4 月から、アンペア変更の依頼を受け、その対応の際にマッチング後であることを確認できたならば、新小売電気事業者にその旨を通知する運用面での対応を実施している。なお、通知タイミングや通知方法の統一は検討したものの、運用面の対応であることと、各社システムが異なる事情もあり、一律の対応は難しいことを了承いただきたい。
 - ⇒ 基本的に(マッチング完了後のアンペア変更は)各一般送配電事業者から何らかの形で連絡をいただけるということか。
 - その通り。
 - ⇒ どの一般送配電事業者がどのような方法で、ということの一覧情報はいただけないか。
 - それについては、各一般送配電事業者にお問い合わせいただきたく考えている。
- No.85
 - ⇒ 回答に挙げられた以外のケースは、例えば極端には 1 日であっても 1 か月分で請求を出していただけるということか、
 - 原則は、出していただけるものと伺っている。(事務局)
 - ⇒ 本件は低圧だけの話であるか。高圧は対象外であるか。できれば、念押しのために、高圧も同じか確認いただければと思う。
 - 確認する。(事務局)

・ No.91

→ こちら、前回会議でルールの統一というご要望があり、原則として申込者に変更登録を依頼するとした。しかし、スイッチングまでの時間がない場合や、小売電気事業者・一般送配電事業者双方の事情等も鑑みて柔軟な対応もしたいと考えており、原則と異なるケースもあることをご了承いただきたい。

⇒ (異論なし)

・ No.92

→ 東京 EP から前回回答いただいたものについて、その途中経過の報告である。担当者への教育や社内通知は、すでに実施されているとの連絡をいただいている。紛らわしい文字の改修は、今年の7月末にシステム対応予定と聞いており、その予定が確定すれば、また共有させていただきたい。

⇒ (異論なし)

・ No.93

→ 各一般送配電事業者の見解としては、建物名は当該建物の名称を示すものであり、やはり名義と建物名を混同することは管理上、適切ではないと考えており、それを踏まえて、マニュアルにその旨を記載していく方向で広域機関と調整していく。

⇒ (異論なし)

3. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況 (資料3)

事務局より30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況について説明。

新規起票はなし。対応が終わったNo.5,8,23の案件クローズを確認した。なお、今回クローズとした案件についても、事実と異なる等があれば、再度オープンし検討するとした。

■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

・ No.29

⇒ 弊社からの要望に対して、今回、別紙にて示された対応について、項目追加はインパクトが大きいと考えるため、持ち帰り検討する。もし、現時点で返答が必要ということならば、項目追加は不要と回答する。なお、今回の件で、送配電事業者1社(②)が他の9社(①)にあわせに行くという、逆の改修は生じないか。

→ 新規項目追加を前提とする上で、9社でそれに合わせて改修する方法を考えているが、そうしない場合は別途で検討か、または、あまり強いニーズが無ければ現状のままとなる可能性が高いと考えている。(事務局)

→ 送配電事業者からは契約期間内の使用量データは、基本的に確定使用量でなるべく早くお知らせしていることもあり、そこはやはり、シンプルなルールで実施したい。ただ、契約電力の件については、なるべく早くとは考えているが、どうしてもチェックを経ての契約電力算定帳票の提供ということであり、時間が必要となってしまう。

⇒ 限定されたケースでもあり、そのチェック作業に注力していただき、契約電力の算定結果を1日でも早くいただければありがたいと考えるため、回答内容については理解した。改修要望は取り下げとしたい。

→ これと並行し、帳票BP化も時期の調整に入ろうかと考えており、別途でお知らせする。(事務局)

→ クローズ方向としたNo.18、19は、本件にも関係する事項であるため、一旦保留とする。(事務局)

4. 官公庁入札案件におけるスイッチング手続きに関する要望について (資料4)

事務局及び小売電気事業者よりスイッチング廃止申込みが先行した場合の対応改善について説明。

■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

→ そもそも、落札した小売電気事業者が需要者に廃止取次をするかしないかを説明し、確認することが基本である。その確認を実施するかしないかを確認する、ということもあるが、相手が官公庁ということもあり、そこは特殊な方法をしているのかなとも考える。廃止取次をする場合は、官公庁にその旨を説明して承諾をいただくことが前提と考えるが。(事務局)

⇒ 現場部門から上がっている意見としては、落札者が決まり失注した場合、個々の契約担当者から「スイッチング廃止手続

- きをどうすればよいのか」という意見が上がってきているもの。各社指針がないため自由にやっていることが現状ではないか。
- 基本的に、新しく落札した者が需要者にスイッチング手続きを説明するものとするが、そういうことを官公庁に周知しても、それは困難か、入札している官公庁自体がとて多くあり、それらに周知することは難しいと考える。(事務局)
 - ⇒ B案を推すメリットに「負担軽減につながる」とあるが、どういう風に負担軽減になると考えられるのか。
 - 廃止取次のエラーがそもそも発生しないことになり、エラーの際の確認の手間が無くなるという考えに基づくものとする。かえって別の手間が発生する可能性も考えられるが、廃止取次にのみ着目すれば、この回答となる。(事務局)
 - この場でのA案・B案、いずれかのみと事業者は決められないのではないかと。契約の解除権はお客様のふるまい方一つでいかようにも変わるものであり、A案・B案の議論はこの場で実施しても仕方がない可能性もある。ただ、少なくとも、A案の需要家の廃止取次をする方が合理的と考えている。最終的には需要者が決めることを前提として、広域機関が言う、需要家の廃止取次の意思をどうやって確認するかということであるが、官公庁入札自体が、新・旧小売電気事業者を切り替えるものという特殊事情を踏まえれば、廃止取次の手続きに官公庁が積極的に関与してくるというイメージは基本的になく、廃止取次の事務処理も含めて新小売電気事業者に一任されていると受け止めておくものではないか。そのうえで、入念的に、新小売事業が廃止取次をすることを確認するよう、持っていくべきではないかと考える。
 - ここで、案Bの各々がスイッチング廃止・開始を入れるという手続きにおいて、落選通知はすべからず来るのか。
 - 元々の契約が、自動更新なしの契約になっているなどがあるのではないかと考えている。(事務局)
 - 有限契約ならそういうことかもしれないが、とたに入札ということになれば、契約期中の切り替えということもあり得るのではないかと。また、各々の事業者が落札結果をキックとして動く、ということについて、落札自体が契約成立ではないと考えており、落札とは契約締結に向けた交渉相手としてほぼほぼ決まった状態であり、未だ契約成立には至っていないはず。新小売が最終的に詰めた際に契約が不成立になることは、入札条項には違約金の条項もあり、あり得ると考える。開札結果だけを保持して現小売がスイッチング廃止を申し込むということもいかなものかと考える。
 - その部分も、事務局としてわからないものである。入札が手作業で行われていればその通りかもしれないが、今はシステムで入札手続きが行われているのではないかと考え、システムで行われていた場合、落札と契約成立にどの程度の差があるのかもよく分からず、この場で実務者に状況を伺いたい。(事務局)
 - そもそも自動更新契約になっている可能性もある。事務局の勝手なイメージで、有期契約の前提とし、例えば有期契約で3月末の契約終了が明らかであるので、スイッチング廃止を申し込むとする案Bを挙げた。ただ、意見を聞く限り現小売は廃止取次を受けOKを返す方が手続きとしては楽かと考える。新小売はその際、官公庁に「廃止取次でよいか」を確認すればよい。そもそもその確認ができていれば今回の問題も生じないのであろうが、件数が多く、現実的に対応できないという問題もあるかもしれない。需要家への「廃止取次でよいか」の確認方法が課題としてあるものの、小売としてデファクトスタンダードは廃止取次する方がよいのか。(事務局)
 - ⇒ これまでの話から、仕様上、両方のフローを許容することは良いと考えるものの、例えばB案では無ければダメという事業者が存在するのか。
 - ⇒ B案を推したのは弊社であるが、実はA案・B案のいずれでも良いと考えている。そもそも廃止取次のエラーが問題であったため、その1点のみを考えた場合、エラーが根本的に発生しないB案が良いのではないかと考え、この意見とした。
 - ⇒ すなわち、B案を推す事業者においても、廃止取次を待つことが業務負担になるわけではないとの理解でよいか。
 - その理解でよい。官公庁の入札案件については、基本的に廃止取次を待つという業界の規則的なものが無いためエラーが生じているものとする。その不効率なところを改善するために、それに従わなければ罰則ということはないものの、広域機関から周知する方がよいのではないかと、その周知するものは案Aか案Bかということである。(事務局)
 - ⇒ A案・B案いずれに寄せても、エラー確率は下がると思われるため、周知はよいと考える。そういう意味で言えば、基本的には主流フローである案Aに寄せた方が、人的なエラーも無くなる。担当者が変わることもあり、その際の引き継ぎエラーも減少するため、良いと考える。
 - ⇒ 廃止受付中エラーというものは、現小売が既にスイッチング廃止申請している上で返すエラーとしては正しいのか。
 - マニュアルに記載通りの対応で、正しくないとは言えない。そもそも廃止取次は2つの申込みを中途半端なステータスでは

持てないことになっており、「廃止受付中エラー」は本来、廃止・再点を意識し設定したエラーであったが、スイッチング廃止と廃止はそれぞれ契約解除に向かう行為であり、それらを一緒とする回答を正しくないと言えない。（事務局）

⇒ あとから廃止取次が来てもエラーで返すべきではないと考えるが、もしそれが各社の（システム）都合等でできないのであれば、やはり案 A が望ましいのではないかと考える。

→ 今回会議の意見を踏まえ、次回に案 A を標準フローとした事務局案をお示しする。他にご意見あれば、次回までに事務局までにご連絡をいただきたい。（事務局）

○ 次回は 6/15（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以 上